

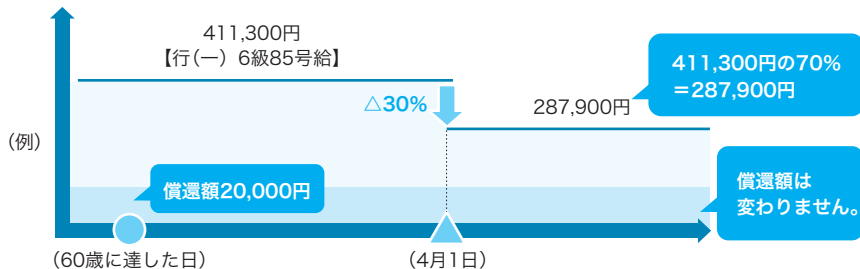
定年延長に伴う60歳以降の貸付金の償還について

地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられ、職員の給料月額が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

当組合の貸付けを受けている方は償還が続くこととなりますが、償還額は変わらず、給料等から控除されますのでご注意ください。

なお、申し出により、未償還元利金の全部または一部を繰上げて償還することができます。

職員の給料月額



【参考】繰上償還について

償還方法	共済組合提出期限	
	一部繰上償還	全部繰上償還
毎月償還	毎月5日	毎月5日
毎月・期末 勤勉手当併用償還	6月5日・ 12月5日	

上記記事に関するお問い合わせは

総務課福祉係

☎028-615-7805

共済だより 2024.3 No.351

11